

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	岐阜市防犯協会 令和5年度分（必要に応じて令和4年度分）事務事業
種 類	財政援助団体等監査
監 査 日	令和 5 年 10 月 16 日
提 出 日	令和 6 年 4 月 26 日
担 当	市民生活部地域安全推進課(TEL 058-214-4963)

意 見 事 項	措 置 状 況
(団体関係) (1) 立替払いについて 岐阜市防犯協会において、立替払いを可能とする規定や立替払いの手續に係るマニュアルはないが、立替払いによる支出が行われていた。 立替払いは、立替経費の精算時に領収書の添付を義務付けたとしても、私金との区別が不明確となり、私用で利用した際の領収書の提出や水増し請求等の不正が行われる可能性があること、証拠となる領収書を紛失した場合に救済不能となることなど、不適正な財務会計事務につながることを考えられる。このことから、立替払いを認めるのであれば、立替払いに係る要綱等を整備されたい。	立替払に関する条項を追加した「岐阜市防犯協会事務処理細則」の改正案及び「立替払に関する要領」の制定について4月26日に開催の役員会で承認されたと報告を受けている。